

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

| 目次                                                                            | ページ |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 告 示                                                                           |     |
| ○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）<br>（9・15揭示）                                           | 1   |
| ○特定水産資源の採捕の停止の命令（ ）<br>（9・16揭示）                                               | 1   |
| ○救急病院の認定（医療政策課）                                                               | 1   |
| ○保安林の指定の予定（2件）（治山林道課）                                                         | 1   |
| ◎「令和8年度高知県燃油等高騰緊急対策給付金事務」に係る公金事務の委託（水産業振興課）                                   | 1   |
| 公 告                                                                           |     |
| ○令和8年度高知県家畜人工授精等講習<br>会修業試験の合格者（畜産振興課）                                        | 2   |
| ○宅地建物取引業法による聴聞（住 宅 課）                                                         | 2   |
| 高知県公安委員会告示                                                                    |     |
| ○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師<br>の指定                                              | 2   |
| 高知県選挙管理委員会告示                                                                  |     |
| ◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支<br>援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とす<br>る施設の指定）の一部改正（9・24揭示） | 3   |

## 告 示

### 高知県告示第561号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗を除く。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年7月1日から同年9月30日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年9月16日から同月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年9月15日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第562号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267

号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年7月1日から同年9月30日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年9月17日から同月30日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和8年9月16日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第579号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年10月2日

高知県知事 濱田 省司

| 医療機関の名称 | 所 在 地             | 認定年月日       | 認定の有効<br>期限  |
|---------|-------------------|-------------|--------------|
| 高知高須病院  | 高知市大津乙2705番<br>地1 | 令8・9・<br>30 | 令11・9・<br>29 |

### 高知県告示第580号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
須崎市神田字ゴマジリ3449
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ゴマジリ3449（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな  
い。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 高知県告示第581号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所  
幡多郡黒潮町馬荷字本屋式3296、3297
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐  
期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- ### 高知県告示第582号
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年5月23日及び26日に指定し、公金事務を令和8年9月2日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
- 令和8年10月2日

高知県知事 濱田 省司

| 指定公金事務取扱者     |               | 指定公金事務取扱者に委託した<br>公金事務に係る<br>歳入等又は歳出 | 委託期間                  |
|---------------|---------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 事務所の所在地       | 名称            |                                      |                       |
| 高知市本町一丁目6番21号 | 高知県漁業協同組合     | 「令和8年度高知県燃油等高騰緊急対策給付金事務」により交付する給付金   | 令和8年9月2日から令和9年3月31日まで |
| 高知市本町一丁目6番21号 | 高知県漁業協同組合連合会  |                                      | 〃                     |
| 室戸市浮津三番町165番地 | 高知県まぐろ船主組合    |                                      | 〃                     |
| 南国市久枝1470－35  | 高知県淡水養殖漁業協同組合 |                                      | 〃                     |
|               |               |                                      |                       |

|                           |                |  |   |
|---------------------------|----------------|--|---|
| 宿毛市小筑紫町<br>田ノ浦1337番地<br>2 | すくも湾漁業<br>協同組合 |  | 〃 |
|---------------------------|----------------|--|---|

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和8年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を令和8年9月10日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

令和8年10月2日

高知県知事 濱田 省司

受講者番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

令和8年10月2日

高知県知事 濱田 省司

- 聴聞の期日  
令和8年10月16日（金）午前10時30分
- 聴聞の場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 7階会議室
- 聴聞を受ける者
  - 商号又は名称  
株式会社H&E Management
  - 代表者の氏名  
金城 良仁
  - 主たる事務所の所在地  
高知市城見町7番1号 西岡ビル1F
  - 免許証番号  
高知県知事（1）第3049号
  - 免許年月日  
令和6年9月30日

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第26号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9

号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和8年10月2日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

- 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者の診断を行う医師

| 氏名   | 病院名                   | 所在地         | 指定年月日     |
|------|-----------------------|-------------|-----------|
| 澤田 健 | 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター | 高知市池2125番地1 | 令和8年10月1日 |

- 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

| 氏名   | 病院名                   | 所在地         | 指定年月日     |
|------|-----------------------|-------------|-----------|
| 澤田 健 | 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター | 高知市池2125番地1 | 令和8年10月1日 |

- 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

| 氏名   | 病院名                   | 所在地         | 指定年月日     |
|------|-----------------------|-------------|-----------|
| 澤田 健 | 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター | 高知市池2125番地1 | 令和8年10月1日 |

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第105号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年9月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

2 老人ホームの表中

「

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 社会福祉法人正晴会特別養護老人ホーム<br>さくら | 土佐市高岡町甲969番地1 |
|---------------------------|---------------|

」

を  
「

|                                |               |
|--------------------------------|---------------|
| 社会福祉法人正晴会特別養護老人ホーム<br>さくら      | 土佐市高岡町甲969番地1 |
| 医療法人みずほ会介護付有料老人ホーム<br>ケアビレッジとさ | 土佐市蓮池1231番2   |

」

に改め、  
「

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 医療法人互生会有料老人ホームやいとが<br>わ | 宿毛市平田町戸内3098番地1 |
|-------------------------|-----------------|

」

を削る。